

関係法規

1	免許 試験	鍼灸あんま師免許は厚生労働大臣が与える 試験は厚生労働大臣が行う。 試験実施・事務・登録は厚生労働大臣が指定する者[= 指定試験期間及び指定登録期間]に行わせることができる
2	受験資格	受験資格を定めた学校・養成施設[文部大臣・厚生労働大臣指定]で大学に入学できる者で、3年以上、知識・技能を修得したも
	「業」	不特定の者に、反復継続の意志をもって、按摩などの施術を行うことであり、その施術の対価としての報酬の有無、回数の多少を問わない *無免許営業は罰金30万
-	名称独占	紛らわしい名称を用いることは禁止されている
15	業務独占	その業務を行うのは禁止
	名称+業務独占	医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士
	名称独占	理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、視能訓練士、保健婦、救急救命士
	業務独占	柔道整復師、歯科技巧士、助産婦、看護婦、 はきあんま師
3	欠格事由 (相対的)	1. 精神病者又は麻薬、大麻もしくはあへんの中毒者 2. 伝染性の疾病にかかっている者(*過去は問わない) 3. 業務に関して犯罪又は不正行為があったもの(*無免許) 4. 素行が著しく不良であるもの(*常習賭博者)
	絶対的欠格事由 [医師法第3条]	未成年者、禁治産者、準禁治者、目が見えない者、耳が聞こえない者、口がきけない者
	できない業務	外科手術、薬品投与、X線撮影 施術者の手指消毒、患部消毒 * 脱臼&骨折の患部は医師の同意が必要
7	広告の制限	1. 施術者である旨・氏名・住所 2. 業務の種類 3. 施術所の名称・電話番号・所在の場所 4. 施術日と施術時間 5. もみりようじ・やいと・えつ・小児鍼 のみ
	病院について	病院: 患者 20人以上 の収容施設 > 診療所: 19人以下 総合病院: 患者 100人以上 で、内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科をもつ
	開設許可	施術所: 届け出制 (施術者&他) 診療所: 医師は届け出、他は許可 総合病院は許可制
9	届け出 手続き	開設 出張業務 滞在業務
	開設	開設後 10日以内 に所在地の都道府県知事
	出張業務	開始したとき に 住所地 の都道府県知事
	滞在業務	あらかじめ 滞在地の都道府県知事[+晴眼]
		*開設届があれば出張専業の届出必要はない *公民館で週2回 施術所開設 = 届け出必要
	届け出 事項	届出事項 開設
	開設	1. 開設者の氏名、住所 2. 開設年月日 3. 名称 4. 開設の場所 5. 法第1条に規定する業務の種類 6. 業務に従事する施術者の氏名 7. 構造設備の概要及び平面図
	出張業務	都道府県知事に届け出
	滞在業務	住所・氏名(+晴眼か否か)・業務の種類・場所・期間
13	罰則	30万円 不正に免許を得た者、医業類似行為をした者、国試で不正採点した者、業務禁止処分に違反、秘密保持義務違反 20万円 広告の制限違反、業務停止処分 10万円 施術所の開設届け出、虚偽の届け出、消毒しなかった、虚偽の報告
	免許 登録	戸籍の謄本又は抄本、医師の診断書(×合格証、住民票)
	構造設備基準	1. 6.6平方メートル以上の専用の施術室 2. 3.3平方メートル以上の専用の待合室 3. 室面積の7分の1以上を外気に開放、もしくは換気装置 4. 消毒設備 5. 常に清潔、照明・採光・換気は充分に
	保険適用	1. 神経痛 2. リワマチ 3. 頰腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 *これらは医師の診断・同意書が必要